

第57回（第7期第4回）水源環境保全・再生かながわ県民会議 議事録

日 時 令和5年8月25日 14時～16時20分

場 所 波止場会館 5階 多目的ホール

出席委員

土屋 俊幸【座長】

稲野辺 健一、上田 啓二、太田 隆之、大原 正志、岡田 久子、乙黒 理絵、
倉橋 満知子、五味 高志、小林 学、太幡 慶治、西田 素子、羽澄 俊裕、
藤井 京子、古舘 信生、増田 清美、三宅 潔、宮下 修一、三好 秀幸、吉村 千洋

審議（会議）経過

（事務局）

定刻となりました。

開会に先立ち、事務局から、本日の委員の出席状況について、御報告申し上げます。

現在、17名の御出席をいただいております。県民会議設置要綱第5条第2項に規定する定足数を充たしてございます（乙黒委員、五味委員、三宅委員は後刻出席）。

また、本日は2名の方に傍聴いただいております。

はじめに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

事前に配付させていただきました次第に資料を記載させていただきましたが、議題の1から3に沿いまして、資料1から資料5－3まで準備させていただきます。

また、本日机上に配付させていただいた資料がございます。まず1点目は、資料5－2第51回県民フォーラム開催結果概要でございます。2点目は、経済評価補足資料、こちらは、本日欠席の大沼副座長に作成いただいたものでございまして、皆様方には、後ほど動画で御覧いただく予定です。

なお、本日の県民会議の資料ではございませんが、新たな総合計画の策定に関する県民参加のリーフレット、こちら政策局作成のリーフレットとなりますが、こちらをお配りしております。御興味のある方は、是非御意見をお寄せいただければと思います。

以上、資料の確認になりますが、不足等はございませんでしょうか。

それでは、これより議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、県民会議設置要綱第5条第1項の規定により、土屋座長にお願いいたします。それでは土屋座長、よろしくお願いたします。

（土屋座長）

皆さん、こんにちは。非常に暑いといいますが、気温が高い上に湿度も非常に高く、仲間内ではもう日本は熱帯になっているのではないかというぼやきもあるぐらいです。

皆さんには、このような中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

これから今日は、かなりタイトな時間の中で、たくさんの方のことを議論しなければいけない。いつものことなのですが、御承知のとおり、最終評価報告書暫定版、それから、今日は議論しませんけれども、意見書の提出がもうすぐというところで、これまで真剣でなか

ったわけでは全くないのですけれども、よりいろいろと考えながら取り組まなければいけない場面に入ってきておりますので、是非様々な御意見を出していただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、新委員の御紹介をさせていただきます。神奈川県森林組合連合会の代表理事専務の小林委員です。小林委員、よろしければ、一言ごあいさつをお願いいたします。

(小林委員)

皆さん、こんにちは。森林組合連合会専務の小林でございます。

6月に前委員の稲垣さんと役員が交代になりまして、委員として仲間に加えさせていただきました。実は、私、3月まで自然環境保全センターにおりまして、6月から林業団体ということで、民間の立場でこの会に少しでも御協力できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(土屋座長)

前歴もそうですし、現在のお立場上も林業の専門家ということで、そういう意味では、委員の中では一番専門の立場の方だと思いますので、たくさん御発言をお願いいたします。

それでは、議事次第に従って議事を進めてまいります。

【報告事項 施策懇談会（令和5年度第1回）の結果概要について】

まず初めに報告事項ですが、かなり時間をかけて、たくさんの議論をした施策懇談会でございます。その結果概要について、事務局から報告をお願いいたします。

[資料1により事務局から説明]

(土屋座長)

ありがとうございました。もう3か月前になります。今、御説明がありましたように、施策懇談会は今日議論するための様々な議論をあらかじめするという感じが非常に強かったと思います。その中でも、特に後半のほうでは、初めて意見書に関係するようなことまで踏み込んで皆さんに御議論していただいたというのが、これからの議論に非常につながっているのではないかと思います。

ここで私が長くしゃべる気はないのですけれども、私なりにまとめますと、これまでやってきたことについては、皆さん取組への評価は高かったと思います。その取組、これは税も含めてですが、おおむねこれからも続けるという方向について賛成の方が多かったと考えています。ただし、税の負担の在り方等は、様々な御意見があったのは事実でございます。

これからの在り方が大事なわけですが、そこで、これからの在り方を考えるときに大事なのは、やらなかった場合にどうなるのか。例えば税がなくなって、特別事業がなくなった場合にどうなるのか、あった場合にはどうなるのかといったことをある程度数字を出し

ながら示すことが必要ではないかという御意見がいろいろと出たように思いまして、しかも、そこでの対象は、これまではある意味でいうと、水の質・量ということに絞って目標を立ててやってきました。

しかし、様々な取組の中で、例えば生態系の質の問題とか、災害に対する対応とか、そういうことが出てきたわけですが、これからということを見ると、今、申したような生態系、生物多様性、温暖化、防災・減災、それから、水に関して面白いと思ったのは、食料安全保障のようなことと絡んで、バーチャルウォーターのようなことも、水を考えるときに必要なのではないかという御意見もあったと記憶しております。つまりこれからのことを考えると、多面的な面での様々な議論なり、提示が必要なのではないかという御意見がたくさん出たと記憶しております。

以上、私が勝手にまとめましたけれども、ここは報告ですので、あまり時間が与えられていないのですが、皆さんも少し思い出してこられたと思うのですけれども、御質問や御意見、強調しておきたいこと等がありましたら、ここで伺いたいのですが、いかがでしょうか。どうぞ。

(太幡委員)

まず、水の問題は環境にすごく関係しているし、水が関係するということは、空気も関係するのです。丹沢がもし、はげ山だったらと考えたら、空気は浄化されないの、非常に住みにくくなる。そういうことを考えると、環境全体として多面的にこの問題を訴えていくしかないと思います。そうしないと、もっと暑くなるし、空気が悪くなると思いました。

(土屋座長)

ありがとうございました。

私、今の総括の中で、大気・空気が抜けていました。特に水に関連して、大気の問題はかなり出ていたと思います。ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

最後のほうで事務局から御提示があるかもしれませんが、11月の後半ぐらいに次の施策懇談会が予定されていまして、そのときが最終の議論をする場になるかと思えます。そういう意味では、懇談会の場は限られているのですけれども、5月にやったものを一つの財産として御記憶いただいて、これからの議論を進めていければと思っております。ありがとうございました。それでは、次の議題に入っていきます。

【議題1 施策調査専門委員会の検討状況について】

(土屋座長)

議題「(1) 施策調査専門委員会の検討状況について」です。

まず吉村委員長から施策調査専門委員会の検討状況、経済評価について御説明をいただきたいと思えます。

その後に、経済評価について、先ほどもお話がありましたように、本日、残念ながら御欠席の大沼副座長から、ビデオと補足資料をいただいておりますので、ビデオを見るという

形で説明をお聞きして、それから議論に入っていきたいと思っております。

それでは、まずは吉村委員長、お願いします。

[資料2-1～2-2により吉村委員長から説明、補足資料動画再生]

(土屋座長)

今の大沼副座長からの非常に分かりやすい御説明も含めて、その前の吉村委員長からの御説明も含めて、この後、最終評価書の暫定版についての御意見もいただきますけれども、ここまでで御質問や御意見等がありましたら、お願いいたします。どうぞ。

(太幡委員)

質問させていただきます。これをどんな基準で。お金に換算しているときに、どのような基準で、これが何々だと。そういうところについてお伺いしたいと思います。

(吉村委員)

非常に本質的な質問で、お答えするのに困るところもあるのですが、大沼副座長にいていただけると一番いいところですが。調査のやり方を簡単に御説明しますと、アンケート調査で、この環境の変化に対して年間幾ら価値をつけますか、仮想的に幾ら支払いますかという形で質問をします。そのときに見ていただく資料は、事業がこういうふうに行われましたということの説明をしているわけです。

ただ、特別対策事業の事業一つひとつを説明していくと膨大な資料になりますので、それはアンケート調査としては成り立たないということで、実際のアンケートは1ページ、2ページぐらいの中に情報を集約しまして、さらにイメージとして事業をやった場合の森林の状態の写真、やらなかった場合の写真を並べて比較できるようにします。

水に関しても、事業をやった場合の水の色、周辺の環境、水辺環境も含めた水環境の様子を、事業をやった場合とやらなかった場合で比較できるような形でお示ししまして、その違い、恐らく環境としてきれいな状態、緑が多い状態を県民の皆さんは好ましいとして考えますので、その違いに対して、あなたは幾ら経済価値をつけますかという質問をしています。

ですので、例えば1,000円、もしくは1万円という金額がどういう基準でそういう価値になったかというのは、説明していません。環境の状態を見ていただいて、県民の皆さんの個々の判断基準で幾ら支払いますかという形になっていますので、人によっても違いますし、あとは住んでいる場所、世帯、もしかしたら性別、収入の影響もあるかもしれませんので、そういったところで大きくばらつきはありますけれども、平均としてはこういった形で集計が出されましたということでございます。

(宮本緑政部長)

資料2-2を見ていただければ分かると思います。

(井出水源環境保全課長)

資料2-2の1ページ「2 CVM調査結果」の上から三つ目のポツのところです。県内33の自治体にアンケートを行う際、世帯数割合や年齢構成も考慮しています。提示額（月額）ということで、こういった形でよくなりましたとか、施策前後の写真とか、施策の内容をしっかりと説明した上で、100円、200円、500円、1,000円などの金額を提示して、皆様方ならどのぐらいの効果、価値がありますでしょうかといったアンケートの結果を集計した形でございます。

（吉村委員）

ありがとうございます。

（宮本緑政部長）

ですので、県民にとっての幸福は幾らかという示し方はしていなくて、事業の効果に対してどれぐらいあなたは県に対して御負担していただけますかということで、金額を提示して、その提示していただいた回答を示したものが今回の結果になります。

（太幡委員）

先ほどのお話で、地域ごとに母集団800ぐらいの数で判断しようとするのは少ないのではないかと、県全体を把握するのは、かなりの数を取らないと分からない。県民に説明する目線で考えたら、ちょっと苦しい。そういうのがありました。

（吉村委員）

参考情報になるか分かりませんが、800というのは、県の人口に対して800という数字で、統計的にある程度信頼性のある結果が出るというところで、サンプル数が決められております。あとは、人口分布を考慮した上で、例えば横浜市は何世帯、藤沢市は何世帯という形で、人口の割合で配分するような形でアンケートの回収を行っています。

結果の中には、地域差ですとか、年代差も集計がされていますので、その辺、御関心がある方は見ていただくと一番いいと思います。

（土屋座長）

今の補足なのですけれども、CVMという方法は、世界的に始められて数十年になります。いろいろな方法が試されて、このぐらいのやり方でやれば、ほぼ信頼できる結果が出るだろうというのは、大分公式化していると思います。ですから、数の面でいっても、このぐらいあれば大丈夫だというのは、特に大沼副座長であれば完全に判断ができる状況なのだと思います。どうぞ。

（倉橋委員）

1世帯当たり1万1,568円という話がありましたが、1世帯というのは何人ですか。今、単身世帯も多い。それからいくと、1万1,568円というのはかなり高い金額だと思うのですが、これはアンケートでこれだけ払ってもいいという意味表示が出たということでしょうか。

(吉村委員)

御質問としては、世帯の人数をどう考えていくかというところですか。

(倉橋委員)

1世帯というのは、平均何人ですか。

(吉村委員)

世帯構成人数の平均が、神奈川県の場合、何人かということは把握していませんが、一人暮らしの方から3世代で住まれている方までいろいろですので、そういったばらつきも含めて、アンケートの中に入ってきているという理解でございます。

(宮本緑政部長)

少し補足させていただきますと、今、世帯当たり1万1,568円ということですので、それに世帯数を掛けると、先ほど御説明があったように、県全体で272億円ぐらいの効果を出しているということになります。水源環境保全税というのは、1人年間880円を負担していただいて、約40億円を集めて施策を行っておりますので、そうすると、先ほど説明があったように、割ると6.8ということになりかなり高い効果が出ていると。施策としてかかったお金は40億円だけれども、実際には272億円出しても良いこととなります。アンケート上はそういうふうになっていますので、そういう意味では、非常に効果が高い仕事を40億円の中でやれていると、我々は、この評価結果からは受け止めております。世帯数が何人だからということではなくて、世帯当たり1万1,568円と、そこは切り替えて考えていただければいいと思います。

(倉橋委員)

これをもし、私たちが一般の人に説明しようと思ったら全く説明できないのですけれども、その辺が。要するに、私個人としては非常に計算方式が難し過ぎてよく理解できないというか、そういう気持ちがあるのですけれども。これが県民に分かるように説明するには、もっと勉強しないといけないなと思っているのですけれども。皆さんは、どうでしょうか。

(吉村委員)

そうですね。大分端折った資料になっていますので、これだけでは理解しづらいところがあるかもしれないです。

(事務局)

補足です。世帯の中で、住民税を支払われている人数はどれぐらいいらっしゃるということもアンケートの中で伺っております。回答数800ということを取っておりますけれども、最も多いのは単身世帯ということで、366という数字がございます。次いで多いのがお二人の世帯ということで、これも300台でございますけれども、いずれにしても、回答については、世帯数の人数が増えたら金額が高くなるとか、そういった傾向はないということ

でございます。

(吉村委員)

ありがとうございます。私もその結果をちょうど見つけたのですが、1人、2人、3人、4人、5人以上という区分けで質問をしていただいて、それぞれ年1万円を超えるぐらい、月当たり1,000円を超えるぐらいの金額をお答えいただいているところで、世帯の人数の影響は恐らくないと思います。

アンケートの取り方として、世帯を代表してお答えください、というわけではないのです。そういうわけではないので、あなた個人の価値観でお答えいただくとどうなりますか、追加的に世帯の人数もお答えくださいということでデータを取っていますので、そういう意味では、世帯人数の影響は、この価値観のほうに直接は反映されていない方法で取られていると思います。

(倉橋委員)

そういう意味は分かるのですけれどもね。ただ一般的に、数字とその書いてある1世帯当たりところになってしまうと、こんなにみんな払う気持ちがあるのかとことになってしまうと思うのですよね。だから、例えば1世帯が、平均して2.5人だとか、その辺がある程度分かればいいのですけれども。普通に1世帯と言ってしまうと、ひっくるめて年間1万2,000円という、かなりの金額だと思うのですよ。今現在、1年間で800円から900円払っていることを思うとね。かなり高い評価になってしまうわけですから、みんなこんなにたくさん払う意思があると普通には思えないのですけれども。

(羽澄委員)

1世帯当たりという表現を出すことの意味は、どういうことなのか。1人当たりというものが出てきていて、それをあえて1世帯当たりという表現で表記すると、今のよう疑問が生じてしまうわけですから。疑問が生じるのは私もよく分かるのですが、アンケートの回答者が1人当たり幾らと計算をしているとしたら、あえて1世帯当たりという集計結果を出すことの意味は何なのでしょう。

(吉村委員)

確かにそう言われるとそうですね。あえて世帯を出す意味がどこにあるかと思います。個人ベースで回答してもらっていますので、単純に人数を掛けたりすればいいのかもしれませんが。

(宮本緑政部長)

分かりました。そうすると、単純に考えれば、今、世帯数を掛けて272億円と入っていますけれども、これを単純に人数で割ればいいのです。そうすれば、1人当たり大体幾ら支払えるかという金額になります。

(吉村委員)

調査の方法を考えると、年間1万1,568円というのは、1人当たりということですね。世帯の人数を掛け算した値ではないのですね。

(宮本緑政部長)

世帯数を掛けています。1万1,568円に世帯数を掛けて、272億円という数字を出しています。

(吉村委員)

年間当たり1万1,568円という世帯当たりの金額は、簡単に言ってしまうと1人当たりということですね。ということは、1万1,568円に基本的には県の人口を掛け算した値が県の総額という形で説明される。そういう言い方もできるので、そちらのほうが、どちらかという理解しやすいと思います。

(土屋座長)

専門ではない人間がやり取りをしていると訳が分からなくなりますので、これは大沼副座長に聞いたほうが良いと思います。恐らく世帯を使うのは、標準の方式なのだと思います。私もそこは分かりません。今の吉村委員とほぼ同じ理解なのですから、太田委員、分かりませんか。

(太田委員)

私も専門ではないのですが、これはwillingness to payという考え方がCVMには当てはまっている、これは支払意思額ですが、これは一つの測り方であって、幾ら支払いますという聞き方なのですが、ベースになるのは便益です。要するにどれぐらいのメリットを受け取れるということを金銭的に評価するということなので、例えば1万幾ら払うのかという捉え方までいってしまうと、誤解を招く。要するに金銭的評価をすれば、これぐらいの額を我々は得ていますよ、という主観的な評価をしているということなので、実際に1人当たり幾らというのはかなり危ない気がして、そういう意味では、世帯当たりというよりは、むしろ県として272億円という考え方を出したほうが良いと思います。それを端折ってしまうとあまりよくない。

あくまでベネフィットを評価するという考え方です。支払えますか、と聞いているのですけれども、実際に1万幾ら払うのですかという捉え方だと、ちょっと誤解を招く。あくまで一つの測り方なので、実際にはメリットをどう評価するかという一つの指標だと考えたほうが良いと思います。払っていくという話に結びついてしまうのは、ちょっと誤解を招くと思います。トータルとしてのメリット、幾らぐらいのメリットを受けているかということ測るということだと思います。実際に払うのですかということとは、また別の次元の話だという印象を受けます。

(吉村委員)

補足をありがとうございます。私も説明し切れない部分があって申し訳ないですが、御質問の世帯数の考え方については、大沼副座長に確認して、施策調査専門委員会で一度確認した上で、また報告をさせていただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、委員会の二つ目の話題に移らせていただきます。

[資料 2-3～2-4 により吉村委員から説明]

(土屋座長)

ありがとうございました。今の御説明があったように、中身については今のところまだ御説明できていませんね。先ほど言いましたように、事前に我々 2 人のコメントがいろいろ書いてあるものを PDF でお送りしていて、少しこの資料を消化したものになっているのですが、実際には委員の皆さんもなかなか全部読み込むのは大変ですけれども、是非、読んでいただいて、コメントを寄せるという作業を少なからずやっていただきたいと思います。最終的には 11 月の県民会議と懇談会の場になるのですが、その時には意見書も入ってきますので、最終評価報告書については少し前に終わらせないといけない。最終評価報告書を元にして意見書を出すという形になりますから、最終評価報告書の第 4 部というのがつなぎになるのですけれども、そこはまだ本当に粗々しかできていません。全体から見ると少し遅れ気味だと私自身は感じているのですけれども、これから 2 か月位の間に皆さんにも是非頑張ってください、ひとまず読んでいただくということが大事だと思います。繰り返しになりますが、この後、皆さんに第 1 回目の意見照会をいたしますので、その時には、おおざっぱな意見から、あるページについての細かい意見まで含めて、可能ならば、事前にお送りした我々 2 人のコメントも参考にしながら読んでいただけると。逆に混乱するかもしれませんが、少し整理できる部分もあるかもしれませんので。全部読まないと言えないということは全くありませんので、一部分だけでも結構ですので、御意見をいただければと思います。というお願いばかりなのですが、その上で、御質問や御意見等があれば、まだ時間はありますので、いかがでしょうか。どうぞ。

(太幡委員)

ページがないので、第 1 部の「水源地域の山地と森林」というところがありますけれども、丹沢山地とその森林のところ、「急峻でもろい山地のモザイク状の森林」というふうに書いてあります。丹沢って稜線はすごくなだらかなんです。ところが左右は切り立っていて沢になっている。だからシカが簡単に取れない。そういうことを県民に理解してもらいたいと思います。台風が来るとすぐに崩れてしまう、それほど急峻な山であるというイメージを、例えば断面図のようなもので示すとか、急峻というのが県民にわかりやすくイメージしてもらえようにしたほうが良いと思いました。

(土屋座長)

ありがとうございました。お答えは後でまとめていただくとして、ほかに御質問、御意見があれば。どうぞ。

(西田委員)

第 1 部の 5 というのがございますね。「水源環境保全・再生施策の導入」というところ、中ほどに、「また水道事業者も水道料金をもとに水源林の維持管理やダムの浚渫などを行っ

てきました。」という一文があるのですが、ここは唐突だと思いました。要は、水道事業者が水道料金をもとにダム掘削のような工事を行ってきたというイメージですね。これが前後の文章を考えると、唐突に感じたのですが、何かここは意味があつての一文なのか、というのが質問です。

(井出水源環境保全課長)

こちらは、水源環境保全・再生施策の導入に至る経緯というところでございまして、「また」のところは、ダムのしゅんせつは、台風等がありますと土砂が溜まってきて水量が減ってしまいますので、定期的にしゅんせつをしてダムの水量を維持しているというところですね。その次の文、「相模湖・津久井湖では、アオコの異常発生を抑制するため、エアレーション装置を設置し」となりますので、当時の状況として、現在もやっていますが、ダムのしゅんせつなど、水道料金を活用して水道水源の取組をやっていた経緯を記載しております。

(吉村委員)

今、改めて読んでみて、少し不自然なつながりかな、というのは確かにそのとおりですね。この文章自体は間違いはないと思います。水道事業者も森林管理、ダムの管理をしてきたということですが、それを受けてこの事業がどう始まったかという文章があるとうまくつながるのかなど。見方によっては水道事業者が水源林の管理をしていたのに、なぜこの事業を始めたんですかという疑問が出てきかねませんので、その背景情報とつなぎの部分を書くとは分かりやすいと思いました。もしくは順番がよくないのかもしれない。森林荒廃の状況は冒頭に考えていますので、そちらを後のほうに書くといいのかもしれない。

(井出水源環境保全課長)

確におっしゃるとおりですので、文章をうまく流れるような感じで考えたいと思います。それも含めて、意見照会したときに、意見としてまた出していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(西田委員)

「浚渫」という言葉は、専門用語なので、読めないところもあるので、その点はルビを振ったほうが良いと思いました。

(井出水源環境保全課長)

分かりました。その辺は気をつけたいと思います。

(土屋座長)

もう少しいかがでしょうか。大原委員、どうぞ。

(大原委員)

よろしく申し上げます。僭越ながら、第4部に「神奈川県の人口及び水需要の推移」があります。今後は人口が減ってくるので、水需要もピークから徐々に下がると見えるのですが、確かに神奈川県ということであれば、水は恐らく飲料のウエイトが大きいので、人口にリンクしているところが大きいと思うのですけれども、水の需要ということになると、飲料だけではなくて、将来の日本の食料安保ということを考えてと非常に危機感を持っていて、将来を見ていった場合、今のように潤沢な食料が海外から入ってくることを前提にするのは非常に危険だと思います。食料安保を維持していくということ考えた場合、人口は減るかもしれませんが、単純にそれに比例して水の需要も減っていくというのは、少し単純な言い方だと感じた次第です。

ですから、この水需要のところは、最悪の事態を想定して、食料自給率を100%と仮定した場合、水はどれぐらい必要なのか。実際、今も足りないわけですから、そのようなことを加味していただければと思います。これを見ると、人口が減っていくから水需要も減っていく、安泰だという短絡的な見方も出てきてしまうのではないかと思います。繰り返しですけれども、私は非常に危機感を持っています。

(吉村委員)

ありがとうございます。おっしゃるとおりです。水道だけの情報がここに載っていますので、それ以外の農業、工業利用というところも水資源は必要ですので、そちら側のニーズも記載する必要があると思います。もし長期の見通しがあれば、それも掲載していきたい、ただ農業についてはなかなか難しいところですので、何かを仮定して、食料自給率100%の場合というのなかなか難しいのですけれども、神奈川県だけではどうにもならないところがありますので、広い視野で情報を入れていく必要があると思います。ありがとうございます。

(土屋座長)

岡田委員、どうぞ。

(岡田委員)

質問なのですけれども、この最終評価報告書を作るのは、県民会議ですか。それとも県が作るのか、はっきりさせたいなと思いました。文章の使い方、文言の使い方として、例えば「展開されてきました」なのか、「展開してきました」なのか、どちらなのか。文章をみると両方の表現があるのですが。

(吉村委員)

重要なところですよ。この最終評価報告書評の執筆主体は県民会議です。ですので、私たちがこの文章を書くことになっています。実際は事務局が書いたものが多いのですけれども、最終的にはそういう形で公開されます。ですので、私たち県民会議が事業を全てやってきたわけではないので、事業をこういうふうにやりましたという記載はちょっとおかしいことになります。

(岡田委員)

ということは「展開されてきました」ということですか。

(吉村委員)

「やられてきました」というか、「やられました」というのがいいかもしれないです。その点は、私もコメントに書きました。

(土屋座長)

是非コメントを見てください。大分しつこく書いてあります。増田委員、どうぞ。

(増田委員)

第1部の「かながわの水源環境の特色と歴史」の中にダムがあります。「4つのダムは全て県内に整備され」とありまして、一番下に「4つのダムも全て県西部に位置しています」と書かれているのですが、下の地図を見ますと、三保ダムは県西部ですが、相模ダムや城山ダムは県央地域ではないのでしょうか。そういうくくり方が別個にあるのですか。「4つのダムも全て県西部に位置しています」というのが気になりました。

(吉村委員)

確かに次のページに西部、中央部、東部という地図があるのですが、これを見ると三つのダムは中央部になります。

(宮本緑政部長)

相模川以西とか、書き方を変えないといけないですね。

(吉村委員)

整合するように、表現を変えるようにします。ありがとうございます。

(土屋座長)

小林委員、どうぞ。

(小林委員)

初めてなので、的外れかもしれないのですが、資料2-3の吉村委員長の御意見は非常に大事だと思っているのですが、大綱の目的、理念などは、第4部を考える上で不可欠であるというのは、まさに私もそのとおりでと思っています。

特に森林事業については、モニタリングの結果などを見ると、基本的には公益的機能が十分に発揮されているというデータが出ているので、そこはいいのですが、私の立場で言うと、是非踏み込んでもらいたい、第4部につながるようなところで盛り込んでもらいたいのは、第4期計画にも書かれていましたけれども、それぞれの事業の目標とか、狙いのところで、民間主体の持続的・自立的な森林環境の確立を目指す、そういった言葉が幾つか出てくるのです。大綱が終わるときに、そこが確立できているのかどうかという

視点で、第4部の課題のところでは提案ができるような、そういう姿を是非お願いしたいと思います。

(吉村委員)

御指摘ありがとうございます。まさにそのとおりだと思いますので、忘れずに書き込むようにしたいと思います。ありがとうございます。

時間の関係で、最後のコメントにさせていただきたいと思います。

(太幡委員)

先ほどの第4部のところをもう一度見ていただきたいのですけれども、「今後の水源環境保全に向けた見通しと課題」の「神奈川の人口及び水需要の推移」というところですが、これは見方を変えると、首都圏は水が不足しているわけですね。そうすると、神奈川の水需要が減少するという事は、そこに売ることができる資源になるんじゃないかと。水自体を。そうすると、逆に言うと、お金が入ってくる。そういうような見方も取れる。減少という言い方よりも、単に余剰分として売ることができる。そうしたほうがいいかなと思ったのです。

(吉村委員)

ありがとうございます。確かにそういう見方もあります。今回はこのグラフだけが掲載されていますが、これだけでは語り切れないものがいろいろとありますので、忘れずに検討したいと思います。

現状としては、東京が水不足になった場合、神奈川県から水が送れるようなシステムになっていますね。なっているというのが私の理解なのですが、そういった非常事態も含めて、今後の見通しを考えていく必要があるということです。ちょっと誤解があるかもしれません。

(井出水源環境保全課長)

定かではないのですけれども、記憶でということで大変恐縮なのですが、東京都には神奈川に近い世田谷区などに一部、供給できる仕組みがあるという話は聞いています。

(吉村委員)

その辺りも確認して、特に気候変動で極端事象が起りやすくなるということですので、そこも考えないといけないと思います。

最初にいただいた意見に回答していなかったのですが、水源地域の山地と森林については、できれば図を追加する方向でいきたいと思います。

それから、最後に1点だけですが、この最終評価報告書は県民会議が主体となって公開するものですので、この内容の責任は県ではなくて、県民会議、私たちにあるという形になります。

特に最後の第4部の今後の見通しに関しましては、特別対策事業の11事業それぞれに関して、今後、継続する必要性がどれくらいあるかというところも書き込めたらいいと思っ

ています。恐らく必要のない事業はないとは思いますが、必要性の相対的な違いと
いいますか、特に必要なもの、次に必要なものという形で記載できると一番いいと思いま
すので、その辺り、もし時間的に余裕があれば、森林の状態、資料の中のデータを見てい
ただいて、事業を止めると今後よくないという判断をされた場合は、継続する必要がある
というところになってくると思いますので、全て見ていただく必要はないかもしれませんが、
皆さん得意なところ、身近なところ、もしくはお仕事の関係で御存じのところがある
と思いますので、そういった事業に関しては、詳しく見ていただいて、皆さんで分担して
完成できればいいと思っております。以上です。ありがとうございました。

(土屋座長)

ありがとうございました。県民会議はいつもそうなのですが、時間が全く足りなくて、
議論ができません。だからこそ、施策懇談会があるわけですが、もう一度、資料2
-3のスケジュールを御覧ください。

先ほども御説明があったところなのですが、今、我々がいるのは、太枠で囲ってある「県
民会議 たたき台提示」というところです。繰り返しになりますが、11月の県民会議、施
策懇談会でほぼ決まってしまう。その後も当然、修正・訂正はあって、最終的には3
月に県知事へ提出なわけですが、その後は文言修正とか、そういうことになってしまうの
で、大枠のこの部分が圧倒的に足りないとか、あと、ここは重要だからちゃんと書き込む
べきというのは、11月ぐらいまでです。今日はそのための決起集会、もしくはキックオフ
イベントだと思っております、何回も繰り返しますが、あと3か月しかないのです。

施策調査専門委員会は9月下旬頃です。皆さんの意見を受けて、それを反映させる一つ
のハブになるのが施策調査専門委員会だと思っております。ですから、その前にできたら御
意見をたくさんいただいたほうが、より反映しやすい。もちろんその後も最終的には施策
懇談会まで御意見をいただいて、反映する場はあるわけですが、早いにこしたことは
ないので、特に第4部の在り方については、まだ全くできていないわけですから、これ
については幾らでも変更ができるので、是非皆さんに頑張ってもらいたいと思います。
すみません、私、先ほどから頑張ってくれとしか言っていないのですけれども、内容がま
だできていない段階なので、こう言うしかないのです。

もう時間がないので、議題2に入ります。

【議題2 市民事業専門委員会の検討状況について】

(土屋座長)

議題2 市民事業専門委員会の検討状況について、増田委員長から御報告をお願いいた
します。

[資料3-1～3-5により増田委員から説明]

(土屋座長)

増田委員長、ありがとうございました。非常に簡潔に事業の御説明をいただきました。

今の市民事業専門委員会の報告について、御意見、御質問等いかがでしょうか。どうぞ。

(岡田委員)

東海大学地域環境ネットワークという団体に補助事業が実施されているのですが、東海大学のどういう組織なのでしょう。

(事務局)

こちらは東海大学という名称が入っていますが、組織上は大学組織とは別で、特定非営利活動法人として登録して活動されています。

(岡田委員)

大学とは別の組織なのですか。

(事務局)

特定非営利活動法人として法人登録している団体で、ただ役員の方などは大学の先生方が多い感じですし、メンバーの中には、学生の会員の方もいらっしゃるような組織です。

(岡田委員)

大学だと、クラブ活動などで多くの団体があるので、そうした団体が利用できたら補助事業の応募者の拡大が見込めるのでは思ったのですが。やはり、そういう特定非営利活動法人やそういう団体でないと難しいということですか。

(藤井委員)

東海大学のある研究室の先生が代表となって、その先生とそれを援助してくれるほかの先生方や学生さんが一緒になってつくった特定非営利活動法人という形の法人なので、名前には東海大学の名前がついていますが、大学の中の一部の組織ではありません。ですので、ほかにも東海大学でいろいろな学部のいろいろな研究室の先生が、特定非営利活動法人やNPO法人をつくられていることは結構たくさんあります。

(岡田委員)

大学のクラブとかが参加するには、先生に代表になってもらって、そういう組織をつくる方法があるということですね。

(土屋座長)

別の言い方をすると、任意団体では駄目だということですか。任意団体は申し込めないのですか。

(藤井委員)

この市民事業には、任意団体も申し込めます。

(土屋座長)

今の報告によりますと、これから現場訪問や県民フォーラムの場での交流会等、大分いろいろな事業があると思いますので、よろしく願いいたします。

時間が押しておりまして、申し訳ないのですが、次に行かせていただきます。

【議題3 各作業チームの活動報告について】

(土屋座長)

次は、議題3各作業チームの活動報告について、ということで、御承知のとおり、二つ、事業モニターチームと情報発信チームに分かれておりますので、それぞれのチームから御報告をいただきたいと思います。

まず初めに、事業モニターチームのチームリーダーの宮下委員からお願いいたします。

[資料4-1～4-2により宮下委員及び古舘委員から説明]

(土屋座長)

どうもありがとうございました。

ここで、御質問、御意見をいただきたいところなのですが、時間がかなり押しております。皆さんに御了承いただきたいのですが、一応16時までということになってはいますが、既に5分過ぎておりまして、いろいろと御予定があるかと思うのですが、このままいくと16時20分近くまでになるかと思っておりますので、御容赦ください。

御発表の方は、申し訳ないのですが、少し簡潔にお願いできればと思います。

御質問、御意見は、この後、情報発信チームの活動報告が終わってからまとめて行いますので、ひとまず情報発信チームの活動報告に移らせてください。チームリーダーの上田委員、御報告をお願いいたします。

[資料5-1～5-3により上田委員から説明]

(土屋座長)

ありがとうございました。非常に簡潔に御報告いただきました。

それでは、かなり盛りだくさんなのですが、事業モニターチーム、情報発信チームの御報告に対して、御質問、御意見等があれば、よろしく願いいたします。

時間がないと言っているから、御発言がしにくいのではないかと思いますけれども、今、御報告がありましたように、非常に誠意を持って両チームとも活動をしていただいています。まだ中間ですので、これからも両チームとも山場となるような活動がありますので、引き続きよろしく願いいたします。いつも時間が短くなって申し訳ないのですが、これは県民会議にとっては非常に重要な活動ですので、是非よろしく願いいたします。

それでは、時間が大分押しておりますので、特に皆さんから御発言がなければ、これで議事は終了させていただきますが、よろしいでしょうか。最後に何か御発言はございますか。どうぞ。

(井出水源環境保全課長)

最後に補足をさせていただければと思います。冒頭の議題1、経済評価の中で、太田委員、倉橋委員からいろいろと御意見をいただきました。太田委員から経済評価の支払意思額につきまして、県民1人当たり幾ら支払ってもよいと捉えられる可能性があるので、1人当たりでカウントするのは危険だというお話もございました。

私ども事務局の立場としては、経済評価はあくまでこれまでの施策の評価の一つという形で捉えています。今、施策がどれぐらい評価できるのかということですので、これだけを参考にして、例えば県民の皆様にもっと負担をしていただくとか、そういったことにつなげていくとか、これだけで評価をすることは一切考えておりません。あくまで施策の評価の一つという形で捉えておりますので、その辺は誤解がないとは思っておりますけれども、念のためということで、御発言させていただきました。以上でございます。

(土屋座長)

どうぞ。

(吉村委員)

今の経済評価のお話で、私からも1点補足させていただいてよろしいですか。1人当たりか世帯当たりかという話がありまして、私、資料を見返しました。そうしたら、アンケートの中の質問は、1人当たりではなくて、世帯当たり幾ら支払いますかという形で質問がなされておりました。そこを忘れておりました、失礼いたしました。

ということは、恐らく1人当たりで考えると、収入がある方と収入がない方、収入もいろいろですので、ばらつきが大きくありますので、それをまとめて評価するために世帯当たりということで、収入がある一つの単位ということで、質問が設定されているということだと思います。補足でございました。

(土屋座長)

ありがとうございました。理解が進んだと思います。

今日は暑い中と、初めに申し上げましたが、この中はかなり涼しかったのですけれども、2時間以上にわたって御議論いただき、ありがとうございました。

何回も繰り返すようですが、短い間ですので、議論が進まないのも、是非皆さんには読んでいただいて、様々な御意見をお寄せください。それで初めて我々がやる評価、意見ということになると思いますので、よろしく願いいたします。

それから、10月29日は皆さんが直接御参加もできますし、様々な広げていただきたい県民フォーラムがあります。

また、市民事業専門委員会からありましたように、もり・みず市民事業支援補助金の募集も、もうすぐ始まりますので、その辺りでも皆さんに御協力をいただければ、大変ありがたいと思っております。

以上、非常に長い間ありがとうございました。

これで進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

(事務局)

本日は、長時間にわたりまして、御議論いただきまして、ありがとうございました。

時間が押している中で恐縮ですけれども、事務局から事務連絡をさせていただきたいと思えます。

まず議題1の関係でございますが、施策懇談会でも議論していただいております最終評価報告書暫定版ですが、皆様に意見照会をさせていただきたいと思っております。意見照会につきましては、電子メールで行わせていただきたいと思っておりますけれども、その際、印刷資料を御希望される方は、あらかじめ準備させていただきたいと思えますので、事務局に御連絡いただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

次回の県民会議につきましては、座長からもございましたとおり、11月を予定してございます。今、日程調整の中で、候補に挙がっておりますのは、11月13日月曜日午前中ということで考えてございます。あわせて、施策懇談会につきましても、11月中に開催させていただきたいと思っております。今、候補日として、県民会議の翌週になりますが、11月21日火曜日の午後ということで、日程を別の日に分けさせていただく形で開催を検討しているところでございます。ただ、二週にわたってということになりますので、委員の皆様のお都合もあろうかと思えます。ですので、現時点で出席するのは難しいという委員がおられましたら、事務局にお知らせいただければと思えます。あまりにも人数がそろいの難しいということであれば、日程を再調整させていただきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど宮下委員からもございましたとおり、来週、第2回の事業モニターチームが予定されてございます。8月29日火曜日でございます。既に御案内が行っているかと思えますが、こちらに出席の委員につきましては、どうぞよろしくお願ひいたします。

もう一点、事務連絡ですが、施策調査専門委員会のところ、先ほど御説明がありました経済評価の関係でございますけれども、報告書を会場の後方に用意させていただきました。会場はまだ少し時間に余裕がございますので、皆様の御都合がよろしければ、御覧いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、第57回水源環境保全・再生かながわ県民会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(以上)